

「高等学校通信制課程の情報発信に関する調査研究」

仕 様 書

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付振興係

1. 事業の趣旨

近年、義務教育段階の不登校児童生徒数の増大、修業年限の3年以上への弾力化等の影響もあって、平成10年以降通信制高等学校数・生徒数が急増しており、中でも通信制高等学校に通う生徒数は令和5年度において264,974人と増加の一途をたどっている。このような状況において通信制高等学校は、従来からの勤労青年のための教育機関としての役割だけでなく、多様な学びのニーズへの受け皿として、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会の提供や、困難を抱える生徒の自立支援等の面でも大きな役割を担っている。

一方で、通信教育の制度や特徴については、社会に正しく浸透しているものとは言い難い状況にある上、とりわけ広域通信制高等学校については、制度上、都道府県の圏域を越えて、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第3条に規定される通信教育連携協力施設が設置されていることにより、施設所在地の都道府県以外の都道府県が認可した施設が存在している状況にある。更には、当該施設においてなされる活動が教育課程内の内容であるのか、施設独自の活動であるのかについて判然としていない場合も多く存在する。これらのことから、生徒や保護者もしくは中学校の進路指導を行う教員等は、主として民間サイトの情報を手掛かりとして、進路指導や進路選択を行うことが想定される。この点、「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」（令和5年8月31日）において、生徒や保護者もしくは中学校の進路指導を行う教員等が通信制課程の制度や特徴等を正しく理解できるよう、国などが分かりやすく情報を発信していくことが重要である旨の提言がなされている。

このことを踏まえ、文部科学省においてもウェブサイトの構築による情報発信に取り組んでいくことを予定しており、その前段階として、中学校等の教職員や生徒・保護者が求める情報とは何か、通信制過程の制度や特徴を正しく理解するためのコンテンツやウェブページの構成等の要件は何か等の観点について調査を行い、具体的なウェブサイトを構築するための情報を得ることを目的とする。

2. 事業内容

高等学校への転入学、編入学を含めた入学に関して、生徒や保護者もしくは中学校の進路指導を行う教員等が、通信制高等学校を選択するにあたって、どのような媒体のどのような情報が学校選択の決め手となるのか、とりわけインターネット上のウェブサイトを抛り所としていた場合、様々なウェブサイトが存在する中で、当該サイトを選択するに至った理由は何かなどの（１）に示す調査事項について調査し、生徒等が学校選択を行うにあたり必要とすべき情報や不足している情報について把握する。

具体的な調査方法としては、調査事項に関する質問紙調査等の方法により、生徒等のニーズを把握した後、活用されているウェブサイトのうち上位５件程度について、サイト分析等の手段を用いることで、ウェブサイトがアクセスされ活用されていくために必要な要件（構成（デザイン・キャッチフレーズ等を含む）、コンテンツ等）は何か。また、アクセスに至る要因として、どの要素がどの程度効力を有するかを明らかにする。さらに必要に応じて専門家に対しインタビュー調査を行う。各調査事項の具体的な調査の実施方法や質問項目等を提案するとともに、その調査結果について報告書及び概要紙に取りまとめるものとする。

（１）質問紙調査

生徒（通信制高等学校在学者にあつては新入学と転編入学で分けて整理することが望ましい。）、保護者、中学校の進路指導担当等の主体毎に、通信制高等学校を選択する（当該選択を促す等を含む）理由は何かなどを明らかにするとともに、通信教育の仕組みや具体的な学校の選択に必要な情報はどのように収集したのかを把握し、整理する。その上で、特にインターネットによる情報収集を行う場合、どのような情報にアクセスし進路選択等に重要な要素は何かを把握する。

調査方法は、生徒、保護者、中学校の進路指導担当等に対する質問紙調査を行う。調査内容には、原則として以下の調査事項を含めること。ただし、報告書における分類、整理する際の全体構成、項目名については、受託者が提案し、文部科学省と相談の上、決定すること。また、受託者において本委託事業を効果的・効率的に行うため調査内容を追加することも可能であること。

（調査事項）

以下について、断りのない限り生徒を主語とする表現のみ記載する。例えば保護者にあつては、子の進路選択に対する同意（入学の許可）、中学校の進路指導担当にあつては進路選択の際の候補としての例示、もしくは後押し等、適宜読み替えるものとする。

- ① 通信制高校を進路選択の候補として検討したことの有無、及び在学経験者もしくは入学を検討している者については、当該選択の理由等（当該校を選択若しくは候補として選択するに至った理由を含む）
- ② 進路選択を行う際に、情報を入手した媒体の種類及び、媒体毎の内容の有用性等
- ③ ②の情報の真正性（当該情報により、通信教育の仕組みを正しく理解することができたか。（面接指導・添削指導・試験により構成されること、メディアを利用した学習、集中スクーリングにかかる認識、面接指導と学習等支援の相違、学習する内容は全日制・定時制と同種のものであること等））。在学経験のある者にあつては、入学前に理解していた内容と実際の内容との相違の有無。
- ④ インターネット上のウェブサイトにおいて、通信教育について網羅的にまとめられたサイトの認知度及び具体的なサイト名（文部科学省ホームページの通信制高校にかかるサイト、及び、文部科学省の委託事業受託者の運営するサイトにかかる認識等を含む※）

※以下のウェブサイトを含むものとする

- ・ [高等学校通信教育の質の確保・向上：文部科学省 \(mext.go.jp\)](http://mext.go.jp)
- ・ [全国通信制高等学校評価機構 ポータル \(tsushin-hyoka.jp\)](http://tsushin-hyoka.jp)

- ⑤ どのような情報が入手できると有益であるか。
（以下、各ウェブサイトについて）
- ⑥ アクセスするに至った理由
- ⑦ 複数回アクセスし、活用するに至った理由
- ⑧ 現行のウェブサイトについて抱いている課題点や改善点（必要な情報）
- ⑨ その他、特徴的な構成、コンテンツ 等

（２）サイト分析

書面調査結果やアクセス数、直帰率等を踏まえ、具体的に活用されているウェブサイトのうち上位５件程度について、主として以下の内容について調査・分析を行う。

調査対象者・具体的な調査事項等については、受託者が適切な調査対象及び内容を提案し、文部科学省と相談の上、決定すること。調査事項については、実際にウェブサイトを開発するにあたって十分なものとなるよう提案を行うこと。

（調査・分析事項）

- ① ＳＥＯにかかる分析（コンテンツの系統、文字量、タイトルや見出しの内容等の比較）
- ② キーワードの分析（各ドメインを比較し、競合がなされているキーワード、特定の

ドメインでしか獲得出来ていないキーワード等(ユーザーの検索ニーズが高いワード、流入の多いワードを含む))

- ③ 成果の高いページ等の調査(オーガニック検索で獲得しているキーワードや推定トラフィックの大きいページ)
- ④ バックリンクの分析(各ドメインにおいて、どのドメインから最も多くのバックリンクを獲得しているか等、ギャップ分析を含む)
- ⑤ アクセス数の分析(ユーザー数、セッション数、PV数等)
- ⑥ SNSのエンゲージメントの分析
- ⑦ その他、特徴的な内容(各ページへの遷移しやすさ、リード獲得のための工夫、オリジナルコンテンツ) 等

【留意事項】

- 質問紙調査、サイト分析の結果を踏まえ、経営学、情報工学、心理学、デザイン学等の専門家等(複数分野)へのインタビュー調査等を実施することが望ましい。具体的な調査事項についてはインタビュー先の特性を踏まえ、受託者が適宜定めることが可能である。
- 報告書及び概要紙については、納品後、文部科学省から修正等の指示があった場合は対応すること。
- 調査に際しては、事業者において責任をもって進捗について管理を行い、適宜文部科学省に進捗状況を共有すること。

調査を的確に遂行するため必要な実施体制(組織・人員等)を確保し、全体をマネジメントできる人材が、文部科学省との窓口となること。特に調査に関わる人員について、契約期間内に調査を実施するために見合った人員を確保し、円滑に事業を実施できる体制を構築すること。

3. 委託期間

委託期間：契約締結日～令和7年3月31日(月)

4. 文部科学省への成果物の提出

(1) 提出物

- ・報告書10部(A4判)
- ・概要紙10部(A4判)
- ・企画提案書10部(A4判)

※ 報告書、概要紙並びに企画提案書は印刷物の他、電子媒体(編集可能ファイル及びPDF)によっても納品するものとする。

※ 文部科学省において調査結果を公表する際に伝わりやすいよう、ppt. の形式で、視覚的にも分かりやすく情報をまとめたものを作成すること。

(2) 提出期限

令和7年3月31日（月）

(3) 提出先

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付振興係

E-mail koukou@mext.go.jp

5. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

1-1 事業内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば加点する。〕

1-2 実施方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の実施方法が明確に示されており、妥当であること。〔事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する〕

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の事業実施能力

- * 2-1-1 事業を遂行する人員が確保されており、その体制に効率性・妥当性が認められること。
- 2-1-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有しており、速やかかつ的確な事業の遂行が可能と認められる場合は加点する。
- * 2-1-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-2 事業実施に当たってのバックアップ体制

- 2-2-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

2-3 組織の類似事業の経験

- 2-3-1 過去に教育分野に関するコンテンツ（サイト・記事・動画等）制作等の類似の事業を実施した実績があればその実績内容に応じて加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

- * 3-1-1 事業実施に必要な幅広い知識・知見を有していること。
- 3-1-2 事業内容に関する人的ネットワークを有しており、速やかかつ的確な事業の遂行が可能と認められる場合は加点する。

3-2 業務従事予定者の類似調査業務の経験

- 3-2-1 過去に類似の調査を実施した実績があればその実績内容に応じて加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

- 4-1-1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- 4-1-2 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- 4-1-3 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応札者が選択するものとする）。

- 5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明している

こと。

- 5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※1」を大企業※2においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

6. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

7. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

8. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

9. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1の場合は「合計額」と、

5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

10. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

11. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

12. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

「高等学校通信制課程の情報発信に関する調査研究」 に係る技術提案書作成要領

1 技術提案書の記載内容

仕様書に従い技術提案書を作成し、技術提案申請書とともに提出すること。

なお、本委託に関する事業規模は10,000,000円(税込)の上限を想定している。

採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて情報公開の対象となる。

○技術提案書の様式

- ① 技術提案申請書(様式1)
- ② 技術提案書(様式2)
- ③ 参考見積書(様式3・4)
- ④ 参考見積書(様式3・4)で計上した経費に係る各単価の根拠資料(単価規定・見積書等)
- ⑤ 同様の事業において作成した成果物に係る参考資料
- ⑥ 競争加入者の概要(要覧、会社案内等)
- ⑦ 直近の財務諸表等の資料
- ⑧ 総合評価基準の別紙1「Ⅳ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ⑨ 総合評価基準の別紙1「Ⅴ 賃上げを実施する企業に関する指標」における表明書がある場合は、その写し(別冊1別紙5)
- ⑩ 任意団体に関する事項(別冊1別紙6)

2 技術提案書の作成方法

- (1) 用紙の大きさはA4版縦、横書きとする。
- (2) 技術提案書は「MS明朝」若しくは「MSゴシック」で12ポイント記載すること。
- (3) 様式1～4はすべて別葉とすること。
- (4) 技術提案書は、技術提案申請書(様式1)を除き20ページ以内とする。
- (5) 技術提案書の作成・提出に係る費用は審査結果に関わらず申請者の負担とする。
- (6) 技術提案書の内容については、他からの転載を禁止する。

3 技術提案書の提出形式

電子ファイルで提出する場合は、1①～⑩をすべてPDF形式で提出すること。ただし、③のみ、PDF形式(正本)に加えてExcel形式(副本)でも提出すること。紙媒体で提出する場合も、写しとして同様の形式で電子ファイルを提出すること。

4 質問の受付

質問者名、会社名、部署名、連絡先を明記の上、以下の宛先に E-mail にて送信し、電話により受信の確認をすること。ただし、審査に関する質問は受け付けない。公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。仕様書に関する質問は、文部科学省 HP にて回答する。

受付期限：令和6年10月3日（木） 12時00分

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付振興係
TEL 03-5253-4111 内線4679
E-mail koukou@mext.go.jp